

# Weekly コラム

令和5年12月5日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## 車検ステッカー

車を所有していると、必ずその車が国の安全基準を満たしているかどうかの検査を定期的に受ける必要があります。車検をクリアすると車検ステッカーが交付されます。その車検ステッカーの貼付位置が2023年7月から変更になることをご存知でしょうか。ここでは、変更される車検ステッカーの貼付位置や変更になった理由を解説します。

みなさんは車検ステッカーを今までどこに貼っていましたか？国土交通省によって今までは「前方から見やすい位置」に貼るように定められていたため、フロントガラスの中央あたりに貼っていたという方がほとんどではないでしょうか。

このルールが2023年7月以降は『前方かつ運転者席から見やすい位置』に変更されます。具体的な貼り付け位置は、運転者席側の上部で車両の中心から可能な限り遠い位置となります。ではなぜ貼り付け位置の変更が決まったのでしょうか。背景には車検切れ状態で運行する車を減らすという目的が考えられます。国土交通省のデータによると前年度の街頭検査では、検査を受けた約14万台のうち130台が無車検車として取り締まったとされています。割合としてはわずか0.09%ですが、これだけの台数の「車検切れの車」が道路を走っていると考えると、とても怖いことではないでしょうか。

車を所有するためには、車検を通過していることが義務付けられているため、所有者は自分の車はいつ車検を受けなければいけない

のか常に把握しておきましょう。車検時期を忘れていたと言う理由で、車検切れの車が増えないようにする為に、運転する位置から見やすい位置に、車検ステッカーの貼り付け位置が変更になったのです。

また車検ステッカーを貼っていない車には罰金が科せられてしまいます。

道路運送車両法第66条の「検査標章を表示しなければ運行の用に供してはならない」と定められており、車検ステッカーを貼らずに公道を運転すると、道路運送車両法第109条9項により50万円以下の罰金が科せられるのです。

そのため、車検を受け新たに発行された車検ステッカーは、手元に来たらすぐに貼り替えるようにしましょう。

近年は車検証等のデジタル化が進み、管理が楽になってきていますが、車検ステッカーはその車の安全性を周囲の人に証明する役割もあるため、現状はデジタル化が難しいものです。車をお持ちの方は、安全なカーライフを楽しむためにも、正しい位置への貼り付けを忘れないように、もし整備工場で貼ってもらえた場合でも念のため貼り付け位置のチェックを行うようにしましょう。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX 不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。